

発議案第7号

公共交通対策特別委員会の設置について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和5年10月23日

提出者	盛岡市議会議員	工藤健一
賛成者	盛岡市議会議員	兼平孝信
〃	〃	庄子春治
〃	〃	小笠原秀夫
〃	〃	浅沼克人
〃	〃	太田隆司
〃	〃	中村亨行
〃	〃	千葉伸也
〃	〃	神部伸浩
〃	〃	竹田浩久
〃	〃	村田芳三
〃	〃	豊村徹也
〃	〃	佐藤尚弘
〃	〃	縄手豊子
〃	〃	後藤百合子

盛岡市議会議長 遠藤政幸様

公共交通対策特別委員会の設置について

- 1 本議会に公共交通対策特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、公共交通対策特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、公共交通対策に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 公共交通対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会在本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。